



公共施設使用料の 減免制度を拡充します！

守山市のまちづくりに貢献いただく市民活動団体を支援し、「守山に住んで良かった」と実感できる支えあいのまちづくりを推進するため公共施設使用料の減免制度を拡充します。

対象となる施設 ※屋外施設、指定管理施設など一部を除く

- ・公民館（北、守山、吉身、小津、玉津（遊戯室除く）、河西、速野、中洲）
- ・市民交流センター
- ・生涯学習会館
- ・図書館（本の森、つながる森）
- ・環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設（環境学習室、工作室、キッチンスペース）

対象となる団体（減免基準）※一部抜粋

- ・地域課題や社会貢献活動など不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として自主的に活動する団体
- ・広く市民に開放し、誰もがその活動に参加できるものとすること

※特定の参加者による趣味やレクリエーションを目的とする活動は対象外となります

申請書および申請フォーム (令和7年5月1日より受付開始)

「申請書」



「申請フォーム」



減免率

施設使用料の50%を減免します

※冷暖房、備品等の実費は減免対象外

申請先

市民協働課 協働推進係（市民交流センター内）

TEL：077-582-1149 FAX：077-583-4654

MAIL：shiminkyoudou@city.moriyama.lg.jp

※認定には書類による審査があります